

保母の「保育労働」の捉え方と職業意識の変遷

— 1960年代の全国保育問題研究会研究集会の討議を中心に —

明星大学教育学部教育学科 准教授 西 垣 美穂子

A examination of Childcare worker's "Childcare labor" and changes in occupational awareness

— Focus on discussion of Research on the Problems of ECEC in 1960s —

Nishigaki Mihoko

抄録

本論文は1960年代の全国保育問題研究会の分科会の討議内容から、当時の保母が自分自身の労働をどのように捉え、保育労働者としての職業意識を形成したのかを考察した。1960年代は労働者の権利を守る運動が活発に行われるとともに、労働衛生の面からも労働について見直された時代だった。保母もまた、低賃金、不当解雇、過重労働の問題に直面し、労働者としての様々な権利を抑制される中で、解雇撤回や過重労働、職業病に対する闘争は組織化された保母たちによって行われてきた。この保母による運動の組織化を支えた団体の1つが全国保育問題研究会である。この分科会の議論から、保母は自分の労働条件を整えていくことが保育環境に必要な条件を整備することに気づき、それを整えていくためには、保護者と保母、保母間の組織化に動く様子が見られた。

キーワード：保母 保育労働 全国保育問題研究会 職業意識

Key Word : childcare worker, childcare labor, Research on the Problems of ECEC, occupational awareness

はじめに

1960年代は、日米安保条約の改訂や池田内閣の国民所得倍増計画、そして人づくり懇談会の設置など国として教育重視政策が掲げられた。保育に関わるものとして幼稚園拡充七か年計画や保育所整備緊急五か年計画が打ち出されるなど、保育へのニーズが高まった時代であった。それ以前からあった保育所づくり運動等の保育運動が保母や保護者の組織活動へ、単一の団体による運動から研究サークルといったように、様々な保育現場から構成された職員集団による運動へと発展した。

さらに労働者の権利を守る運動において賃金交渉の他、安全衛生の重要性に焦点が当てられた時代であった。実際に保母に関わる労働運動では、1961年の矢島保育事件における解雇撤回闘争や、1963年の団交拒否に関わるかつら愛児園事件など、不当労働や解雇に対する申し立てが行われてきた。

保育労働者だけではなくキーパンチャー等の女性が従事する労働の代表格の職業においても、職業病や低賃金等の労働問題に直面していた。しかし保育労働者の疲労は他の労働と異なり全身疲労が特徴である。保育労働の特徴として、川口(1974)は次の6点を指摘する¹。第1に保育内容の多様化、休憩時間のない連続労働と長時間労働であること。第2に保育に関わる作業量が多く、保母が受け持つ子どもの数が多いこと、年休など諸権利が抑制され超過労働が慢性化していること。第3に保育設備が子どもの身長にあわされているため、中腰などの姿勢と立ち仕事が労働時間の大半を占めていること。第4に保育設備が安い

費用で設置され、保育室、食堂、遊戯室、事務室等が兼用されている実態があり、それぞれの利用目的のために片づけを行うこと。第5に子どもの生命を預かる責任から常に緊張を強いられていること。第6に子どもたちの泣き声や大きな声が行きかい騒然とした環境で保育が行われていることである。

以上の保母の労働条件、労働環境、施設の設備状況をみると、肉体、精神、神経の回復をしがたい過重労働であることが保育労働の特徴であり、特質である。これは1960年代後半に保母の労働における職業病問題という形で明らかとなった。解決すべく保母、保護者、保母の労組等が積極的に運動を開始した。これは、保母と保育所がそれまで慈愛、恩恵的に子どもを保護する存在であるという認識から「労働者、国民の生存的権利を保障し、婦人の働き続ける権利と、子どもの乳児期からの科学的傾倒的な教育を保障する場」²に変化し始めたことが出発点であろう。保母たち自身が、自分たちを取り巻く環境の諸条件をそのままにしながら、「新たな社会的役割」を果そうとすると、保育労働条件や環境の劣悪さに直面したために保育労働運動は起こった(中田, 1973)³。

保育現場は保母だけではなく、一緒に働く看護婦、調理師、用務員、栄養士といった間接的に保育に関わる労働者も重要な役割を担っている。保育労働は、保母という専門職と一緒に多職種が連携して行うものであり、保母以外の専門職も職種によるが、慢性的な心身の不調を訴えていることも特徴である(橋本, 2001)。保育労働者の頸肩腕治療や健診を行ってきた橋本は、その継続した保育労働者への健診結果から、次の3点について明らかにしている。

第1に、勤続年数が10年以上である保母ほど「要医療」(高度の症状にあるもの)の比率が高い。第2に、同じ保育労働に携わっている保母と看護婦を比較した場合、看護婦の方が保母よりも「要医療」の率が倍である。この背景には、すべての園に看護婦が配置されているわけではないが、看護婦の業務が乳児保育を主としていたこと、園に携わる前の病院勤務における慢性疲労の蓄積が要因としている。「保母はローテーションにより保育児の年齢が変わってゆくが、看護婦は乳児担当からの移動がほとんどない」⁴と分析している。そして最後に第3として調理師、用務員は「要医療者」が看護婦に匹敵する割合となっているが、栄養士は栄養管理業務であり、現場作業に入るものの「要医療者」の割合は他の保育労働者の中で最も低いことを明らかにしている。

このように子どもたちの養護と教育を行う専門職たちに表れていた心身の不調の原因が、1960年代後半ごろから保母の健康問題と保育労働環境の関連性から医学的に解明されていった。それと同時に、職業病の認定へと運動が過熱し、少なからぬ保母の労働意識が聖職者像から、職業人、専門職として変化した。本論ではそれより以前の1960年代前半からの保問研の討議も含めて、保母の労働に対する意識や捉え方がどのように変化し、「労働者」としての保母という意識に立つようになるのか、その変遷を明らかにする。

1. 研究対象としての保育労働

保育労働に関する先行研究を考察した垣内(2015)⁵は、保母の専門職化の変遷過程を聖職論期、専門職化期前期、専門職化期後期、市場化期の4期と述べている。戦後から1970年代までは「専門職化期前期」とし、「(最低基準保障が)低い国の保育者配置基準に対して自治体によって保育者配置など増配が行われ、保育労働者の状態や保育の専門性への関心が高まった時期」⁶と位置づけている。制度的に整備されなかった戦前には、聖職者のように慈恵的な保母であることが理想とされたが、戦後の児童福祉法等の成立によって保育所や保母の役割が明確化されたことにより、戦後25年を経る中で保育労働者としての意識が徐々に確立されていった。

保育労働をテーマにした先行研究は、主に次の5点に分類することができる。第1に保育労働の理論研究、第2に保育労働者の実態調査の研究、第3に保母の労働と健康に関する研究、第4に保育運動と労働の研究、第5に保育労働とジェンダーの研究である。本論文で関わりのある第1、第3、第4について詳細を述べる。

第1の保育労働の理論研究は、保育労働の研究の中で最も古い分野である。これは保育労働の意義、理念、目的を明らかにする根源的な研究である。教育労働、介護労働などの対人援助に関わる労働との違いと、その特質を明確にするためにも重要である。保母の労働条件改善要求が高まったことを背景として、特に1960年代から70年代にかけて多く論考が出されている。鷺谷善教(1968; 1978)は、保育所に止まらず児童福祉施設職員も対象とし福祉労働としての保育労働を定義することで、低賃金で働く保育労働者の実態を明らかにした。また保育労働に特化した研究として、浦辺史(1980)は保育労働者を取り巻く実態を改善するために労働組合の組織化が重要とし、保育労働者は「労働者」であるが、労働条件の低さには保育という特殊性があると述べている。またこの時期は「福祉労働者の大半が保育施設で働く保育労働者もしくは保育資格を持って児童養護施設で働く労働者であり、福祉労働論に保育労働論を包括して議論することが一般的」⁷であった。そのため保育労働を他の対人援助の労働論と分化して理論研究を行うことは多くなかった。

一方で保育労働を感情労働として位置づけた諏訪(2011)は、ホックシールド(A, R, Hochschild)が提唱した感情労働の視点から保育を捉えることで、「保育者が子どもや保護者、同僚とかかわる中で抱く感情を、率直に見つめ語ることができる」ことや、「『感情演技』『表層演技』『深層演技』『ネガティブな感情』『ポジティブな感情』などの言葉を用いることによって、保育実践の見つめ直しも変わってくる」と述べている⁸。

第3の保母の労働と健康に関する研究とは、保母の健康実態を調査した研究である。特に職業病と保育実践の関係性について、医学的見地(保母の健康)と保育実践(子どもの発達への科学的な視点)との関わりから調査を行った。中田(1973)は、保育労働者の職業病問題について「乳児保育、長時間保育の一般化とかたく結びついている」とし、乳児期から「科学的系統的な教育を保障する場になり始めたとき、基本的な諸条件が従来のままでありながら新たな社会的役割を果たそうとするなかで、保育労働の矛盾が激化したために行った一つの表現」と述べている⁹。保母が保育実践を科学的視点から捉えることができたようになったことが、保育制度そのものの不備に気づくこととなった。さらにその未整備な保育制度の中では、例えば1人の保母に対して受け持つ子どもたちの数の多さや施設環境の狭さなどにより、子どもたちに必要な保育内容や環境を準備できない。そしてその不備な環境の中で保母が働くことで、体調を崩していきその当然の帰結として、子どもに対応することができなくなるという悪循環を生んだ。

最後に保育運動と労働に関わる研究である。保育労働者の健康を守る運動を定義した矢野(1983)は、1980年代までの保育運動を「特別の運動法則があるわけではなく、労働運動一般の法則を保育の分野で再確認したにすぎない」とした。そして今後は「大衆運動の法則を気にもかけないことを階級制だとか統一戦線だと主張する事例があまりにも多いなかで、あらためて労働運動の原則を保育労働の分野で再点検する必要がある」とし、保育労働運動論を提起した¹⁰。またこの運動論とは、その担い手が保育労働者だけではなく保護者も含まれていること、「保育問題を統一的にとらえ、そのなかで保育労働者こそ運動の中心なのだ」という考え方に到達したときに使う」と述べている¹¹。つまり保育問題では、子どもを育てながら働く婦人の問題が中心的課題であったが、同時に健康問題に直結している労働者の問題でもあり、保護者の保育要求は保育労働者の労働の場の要求なのである。保護者も保母も労働者であることは同じであり、保育運動も保育労働運動も労働運動という範疇から統一的に捉えなおすことができる(矢野, 1983)。

2. 1960年代の「家庭づくり政策」の強化

1960年代は、池田内閣によって「国民所得倍増計画」が推進され、生産性の発展や向上が目指された。実際に大量の労働力を必要としたが、女性(母親)は、男性(父親)と同様に労働に従事しているにも関わらず、男性の補助的な役割として政策的にも位置づけられた。日本社会が高度経済成長によって激変する中で、女性労働の拡充を目指しながらも、母親は育児の責任を負い、子どもは母親が3歳児まで育てるこ

とを経済界は採用し、M字型女性労働政策を提唱した(中村, 2009)。

このような背景から保育所に関わる諸制度や対策、その理論の支柱となる答申や白書は「家庭政策」、「家庭づくり」をいかに行うのかが中心となった。高度経済成長によって国民の福祉を向上させることが目標であったが、実際には児童の非行、障害のある子どもの増加、女性労働の増加に伴う養育の欠如、母性愛の喪失が厚生省児童局「児童福祉白書」(1963年)で明らかにされ、子どもが危機的な状況に置かれていることを訴えた。

さらにその2か月後、中央児童福祉審議会保育制度特別部会意見具申「保育問題をこう考える—中間報告—」が出され、保育7原則を打ち出している。第1原則—両親による愛情に満ちた家庭保育、第2原則—母親の保育責任と父親の協力義務、第3原則—保育方法の選択の自由と、こどもの、母親に保育される権利、第4原則—家庭保育を守るための公的援助、第5原則—家庭以外の保育の家庭化、第6原則—年齢に応じた処遇、第7原則—集団保育である。岡田はこの「保育7原則」が出されたときに、「『母親よ家庭に帰れ』というものになっているとの強い批判を受けました」と述べたが¹²、この答申が伝えたいことは、働く母親全てに仕事を辞めて家庭に戻れと呼びかけているのではなく、育児は価値が低いことと見做し、子どもを育てることよりも働いて稼ぐことに魅力を感じている母親に対して「猛烈な反省をもとめたもの」であると解説した¹³。

しかしながら、児童福祉白書が出された後に同年の「家庭対策に対する中間報告」では、家庭政策の強化がはっきりと打ち出されている。国の政策は積極的に婦人の労働力を利用しながら、一方では「家庭作り政策」を打ち出すことで、保育所よりも家庭で養育をする方に重点が置いた。それは子どもの権利を守るのは母親であり、母親が働くことや社会進出をすることは子どもを不幸にするという捉え方を強化した(橋本, 1992)。その後も文部省の家庭教育学級の開設(1964年)、家庭生活問題審議会答申「あすの家庭のために」(1968年)が出され、「家庭保育」を助けるために育児休職制度の検討やパート・タイム雇用を推進することが、主婦の家庭生活と職業生活の調和を作ることだと述べている。つまり子育て中の若い主婦層は家庭の中で役割を果たし、子どもが自立してから社会にでて働くことが求められた。これについて橋本(1992)は、働き続けようとする婦人に、「育児・保育への不安をかきたて“苦しい生活に耐えても退職せざるを得ない”ようにさせる思想的世論作り」を行い、長く勤める婦人を追い出す資本側の利潤追求の論拠となったと述べている¹⁴。

3. 戦後保育問題研究会の発足と全国集会の発足

戦後、東京、北海道、関西など各地域で保育問題研究会(保問研)が次々と誕生し、1961年6月に全国各地の研究会のメンバーが集まり、岐阜ではじめて全国連絡協議会が開催された。ここで各地域の活動や現状が報告され、1962年の夏に全国集会を関西で開催すること、『季刊保育問題研究』を発刊することが決められた(石月, 2012)。日本教育学会理事・保育問題研究会委員の城戸幡太郎は、「敗戦後における民主主義国家建設のための保育としても、保育の一元化と義務制とは一層強調されなければならない」としながら、「解決を必要とする問題の発見とその解決法の科学研究に基づいて行動されなければならない」とし、保育問題研究会の役割を実践家である保母と、理論を構築する研究者との協同で行う協力組織と位置づけた¹⁵。さらに集会開催前に討議テーマと内容を「提案」し、開催後に討議内容について「報告」している。この2つは、『季刊保育問題研究』に掲載された。

第1回の集会開催後、次回以降をより良い集会にすべく、第2回全国集会準備実行委員会事務局より「第2回全国集会開催方法について」¹⁶という手引きが出された。ここには第1回の様々な分科会をさらに16の小分科会に分けたこと、また討議を行う上で保問研全体として重視している、「保母の実践とその研究に基づいてそれを理論づける研究との協力」¹⁷が示された。そして子どもの全面的発達を保障するための条件、集団の統一理論を明らかにしていくことを目標とした¹⁸。これは保育の実践者と研究者が互いに協力

し、各分科会で問題解決方法を見出していくことであり、さらに子どもを保育する上で環境条件と保育内容を統一する観点で討議を進めていくことを示した。

4. 1960年代の保問研集会の分科会—保母の働き方・生活に関わる分科会から—

1962年から1969年までに発刊された『季刊保育問題研究』第2号～28号を概観すると、1960年代に開催された保問研第1回から第7回までの保母の働き方・生活に関わるテーマでの分科会(小会)および分科会(小会)のテーマは表1の通りである。

表1 保問研集会・分科会(小会)テーマ一覧(保育者の働き方・生活に関わる分科会から)

開催年(集会回数)	分科会テーマ
1962年(第1回)	第三分科会 職場の問題と保母の生活
1963年(第2回)	第三分科会 職場の問題と保育者の生活の向上 ①職場の民主化のための仲間づくりをどうすすめるか ②保育者の横のつながりをひろげ組織をどうつくっていくか ③施設・設備・遊具などの保育条件をどう改善するか
1964年(第3回)	保育政策と保育所づくり運動(3つの分科会が発足)
1965年(第4回)	保育を国民全体のものにするために(3つの分科会が発足) ①保育者や母親、研究者の生活条件および組織について ②保育所づくり運動、学童保育などをどのようにのばすのか ③保育を国民全体のものにしてゆくための保問研の役割と運動の進め方
1966年(第5回)	①保育者の当面の要求と組織づくり ②保育者は父母とどう協力するか
1967年(第6回)	Ⅲ 保育者の当面の要求とその運動をどうすすめるか ①保育者の組織の現状、組織化をどうすすめていくのか ②保育者と父母の要求をいかに統一していくのか
1968年(第7回)	第一分科会 今日の保育政策と国民の保育要求とは何か 1 保育行財政は保育所運営にどのような影響を与えているか、その対策 2 保育者の組織の現状と発展 3 施設の現状についてその問題点をさぐる

出典) 1962年～1968年の『季刊保育問題研究』より著者作成

第1回は3つの分科会で構成され、そのうち第三分科会「職場の問題と保母の生活」の中で討議された。第2回は4つの分科会(16の小分科会)のうち、第三分科会「職場の問題と保育者の生活の向上」で話し合われた。第2回目は分科会の構成を各大分科会が3～5つの小分科会に分け16小分科会に編成した¹⁹。さらに第3回から討議内容が専門分化することで保育実践とそぐわなくなるという懸念があったため、小分科会の討議内容の再検討を行った²⁰。

第1回から第7回の分科会討議を中心に議論の展開を整理すると次の通りである。第1に保母の生活実態と職場の実態をお互いに知る、第2に現在の生活と職場環境を改善する方法を探る、第3に職場改善のために保母の組織化と父母の協力を得る、第4に保母間での問題とせず全国的な保育要求運動の中で運動を行うことと議論を展開している。また毎年、前年度の議論に立ち返ること、参加者が分科会の中で様々な地域の保育を知ることによって自身の課題に気づき、仲間を広げ、それを自分の保育に生かすことが目指された。また全7回の討議に共通するテーマは、保母の待遇と権利要求、保母の組織化と保護者との連帯である。

(1) 保母の待遇と権利要求①—保育所の現状・課題と保母の組織作りへ—

第1回集会の基調報告「就学前教育の発展のために—日本の社会と保育—」(報告; 宍戸健夫・一番ヶ瀬康子)では、働く婦人が増加したことで保育要求が働く婦人の労働基本権になりつつあり、新しい保育施設の整備と保育の質の変革をもたらしつつあると述べている²¹。さらに働く婦人だけではなく労働者階級全体が、ただ搾取される存在ではなく「働くものの集団主義の思想」を身につける必要があるとしている²²。また保育実践の質を上げていくためには、「保育者みずからの団結と反体制的運動なくしては保育内容そのものの変革もまた、ありえない」とした。それを高めていくためには保育の条件、環境の整備が不可欠であるとしている²³。この条件とは、保母の労働条件を挙げており、a職制と資格、b保母の受持人員、c労働時間、休憩、d賃金、e母体保護、f前近代的な雇用関係と、保育政策全体の貧困についてである²⁴。

この基調報告を皮切りに、第1回目は恵那の保母の低賃金について報告があった。保育所の公私間と地域間で賃金に開きがあるという問題点を共有し、①賃金が低いという基準は何か、②どれくらい低いか、③国家公務員なみの要求の仕方は正しいのかという3点について各地の実態から議論が交わされた。

この分科会における討議の総括として、低賃金であることは「通念的にいわれているが、その実態の確認、科学的な認識はきわめて不十分」であることや、これに対する取り組みとして「低賃金をふくめて、労働諸条件の改善を旨とせず、そのためには保護者、地域への働きかけを必要とすることが指摘された。この背景には「保育政策の歪み」があり「その低位性の集中表現として」、保育の仕事を担当する保母の暮らしを追い詰めているという。これは保母が安定した生活を送るということに留まらない。なぜなら、「最低基準以下の条件、保母一人あたり40～50名の受け持、労働強化と長時間保育、労働者の当然の権利である産前産後の休暇・生理休暇等すらとれないでいる」結果をもたらしているからである。具体的に分科会の中で出された結論として、職場の問題と保母の生活を考える基本的な視点が出された。(下線は著者による。)それは第1に職業意識の確立—保母の急速不安定な交替、保母の養成の問題とくに専門職としての確立、第2に権利意識—組合は憲法にも保障された働くものの当然の権利であることの確認、第3に連帯意識—働く仲間、働くお母さんの要求への連帯、第4に階級意識—階級闘争の必要性である。

そして組合づくりと保母会が担う役割の検討、地域状況に合わせた権利要求の実現が必要であり、保母としての自覚が求められるという結論に至った。すでに、京都、高知、東京、川崎においては組合を通して権利要求や賃金獲得での成功事例があり、組合づくりが権利要求として重要な役割を担っていることもこの分科会の中で評価されている。

以上のように1回目を終えて、今後保問研で話し合わなければならないテーマを定められた。それは保母の生活と権利を守ることが子どもの命を守ることにつながっており、そのために保母の組織が必要であることだった。また労働条件の改善がどのように保育条件と関わるのかという点が弱いことである。(いずれも下線は著者による。)保育環境や保母1人に対する子どもを受持つ数等は、保母の重労働や労働強化の問題と直結するからである²⁵。これが第2回目の保問研への討議に引き継がれた。

(2) 保母の待遇と権利要求②—保母の組織化と労働者としての意識を持つことの重要性

第2回大会では、第三分科会の全体提案(提案; 浦辺史)について「幼稚園・保育所という職場の問題をそこに働く保育者の労働と生活について研究討議をすすめること」とし、三つの小分科会に分けた。この小分科会に共通する視点は、「保育者の生活の考え方」、「保育者の職務(労働)と生活」、「保育施設の人的・物的条件の相互関係」から議論を行うことである²⁶。また保母の問題を取り上げる際には、保育労働者は働く婦人でもあるという二つの立場を統一的に検討することで、保母が労働者だから権利と生活を守るという一面的な見方ではなく、子どもを守る専門職であることも同時に共存する。つまり子どもを保育するための労働条件の改善という視点をずらすことなく議論することができる。

小分科会①「職場の民主化のための仲間づくりをどうすすめるか」について、その提案を陶英子(北関東保問研)が行った。それを踏まえて各地の実情が次々に報告された。

- 私立の園長は自分の権限で何時でも保母を首にすることができる。気に入らなければ明日からでもやめさせられる。こんな時こそ職場の仲間意識が必要であるにもかかわらず、日頃は仲よくやっているようでも、いざという時には口をとじてしまって仲間を守ろうとしない。それはどこに問題あるのだろうか。
- 園長は若いころから労働運動もしてきたものわかった人でもあり、保育面でも熱心に研究する人なのに、賃金の問題になると「これだけの予算があるので、みんなで良いように分けてくれ」と園長が責任をもつべきことを保母にももたせてくる。誰でも賃金が多い方がいいし、分割方法には困ってしまう。それだけではなく、こうしたことが保母間の感情的な問題にもなり仲間割れも生じてくる。これが果たして民主的保育園といわれるだろうか。

上記二つの発言は一部であるが、職場の「民主化」が保育実践の要でもあり、このためには指導能力のあるリーダーが必要であり、その存在があって初めて安心して話合う職場を生む。しかしながら、参加者から発せられる現状から浮かびあがるのは園長や主任に対するただの不満ではなく、運営の主たる存在が保母に責任を転嫁していることや、保母自身を一人の労働者として尊重しない姿であった。(下線は著者による。)

小分科会②「保育者の横のつながりをひろげ組織をどうつくっていくか」について、その提案を小倉襄二(関西保問研)が行った。ここでは「組織は大切である」という認識が参加者の中で共通してあったが、それぞれが所属している組織の条件、今後の組織作りについてはバラバラであることを指摘している。また保母が「組織化」を目指す時には例外なしに抑圧があり、これに対する恐れと予感が存在するが、それを発生させる条件に何があるのかを客観的に考えることが組織の条件になると述べている。(下線は著者による。)さらにここでイメージされている「組織」とは、①保母会、②保母の研修サークル、③幼稚園教諭・保母の労働組合、④同好会的なグループ、⑤地域的な保母の集まり、⑥保母の部会的なグループである²⁷。特に保育所労働組合については当時、東京都保育所労働組合、京都私保連労働組合といった先進的な運動があった。

東京都保育所労組の運動方針(1963年)は「①組織の拡大強化、②労働条件の改善と賃金の大巾増額、最低賃金の確立、受持ち人数の軽減、④職場の民主化、⑤保育予算増額の獲得と社会保障の確立、⑥父母との連携、⑦他労組、多団体との共闘、提携」²⁸を掲げていた。そしてその目標とすることは、保母の人権の確立と子どもの権利擁護をつなげていくことであり、そのために組合による保育労働者としての意識変革が重要となる。さらに組合が他の保母会やサークルなどとは異なる点として、労働組合法上の保護のほか、団結権、団体交渉権などを通し、ベースアップ、不当解雇反対などの粘り強い運動が可能となることを述べている。その結果、保母の賃金交渉は少しずつ成果を上げ、1963年度保育所予算60億の中に若干ではあるが、保母の給与が増額されている。しかし賃金アップのために保護者の保育要求に応えることが困難になること、保護者と保母の間に対立を生むことが懸念された²⁹。

第3回の保問研になると賃金要求、組合の組織運動について、より具体的に討議が行われた。それは保母自身が置かれている生活状況に目を向け、具体的な運動の内容と方向性を明確にすることであった。さらに母親との共闘が保母の労働条件を改善するために欠かすことができないことであると認識され、この議論については第4回の保問研で話し合うことが確認された。

(3) 保育を国民全体の課題に①－保母の生活課題と保護者との連携をどのように進めるのか－

保育を国民全体の課題として考えることを提案したのは、1965年の第4回の分科会である。保母の処遇を改善していくためには労働組合法や職場内、保護者、社会全体からの保育への理解が必要となる。つまり子どもを育てること＝母の役目であり、保育所はやむを得ない措置という捉え方ではなく、保育で子

どもの育ちと保護者の労働を保障することである。また保護者にとっては、「働く」ことは夫もしくは父に限った役割ではなく、女性もまた労働者である権利を有することへの理解が必要である。

しかし保育の人的・物的資源には租税負担も導入されており、児童福祉法やその他の保育を運営していることとすると、それらの負担を誰が行うのかという議論を避けて通ることはできない。実際に保母が給与の賃上げを要求すれば、保護者負担となる。また保護者が延長保育などの保育の利用を望むことが増えると、保母は長時間労働をせざるを得なくなり負担が増えていく。つまり同じ労働者としての保母と保護者が対立する構造が生まれ、結果的に保育制度への矛盾のために連帯することが難しい現状を生み出している(名古屋保育問題研究会, 1963)。

第4回の分科会³⁰(保育者や母親、研究者の生活条件および組織について)の中では、恵那保育問題研究会から重労働の上に低賃金であるという経済的問題について提案が出された。保母の不足がある実態や、母親の悩みとして、働かなくては生活をしていくことができず、そのことが働く母親を増加させている現状が報告された。岐阜保育問題研究会からは、保護者と保母の対立関係が見え隠れする中で、保母、保育所、保護者を取り巻く課題の根本には同様に経済問題、労働問題があることを、地域の要求運動や保護者との会合を通して理解し始めていく過程も見られた。

この2つの提案をもとに出席者と討議された内容は第1に保母の労働条件について、第2に組織化について、第3に母親との結びつきについての3点にまとめられている。まず組織化については、出席者から次のような現状が語られた。

- 保母の組織化ができていないので、母親が話し合うとしても受付けてもらえない。(千葉母親)
- 事務事業一切が区に移管された事を理由に保母が解雇されている。保母は圧倒的に未組織なので権利が喪失されていることが、わからなくなりました。(東京)
- 組合が出来ていないので上からの力が大きくて要求が、全然通らない。母親の実態すらつかめず、協力してやっていくにはどうしたらよいか、わからない。(名古屋)
- 人権無視思想調査される。子どもの事故で責任を感じ保母の自殺したケースもある。主任保母が労務管理をする。(関西)

第4回分科会が開催される前に保母の不当解雇の実例が、大阪の天宗保育園、名古屋の藤の花保育園、福岡の長尾幼稚園、東京の平和保育園で起こり、それに対する撤回の闘争も行われていた。参加者たちは、各地域の運動に対し「根気よく打開の道をたどりつつ努力していること」とし、組織化のためには「他力本願で他人に寄りかかった無責任さではいけないことを確認」し、「婦人労働者としての意識を高め各地域の組織の仲間と共闘し組織づくりに積極的に取り組み実践を活発に行うこと」を約束した³¹。

次に母親との結びつきについては、どのような方法で保母と母親が共闘するのか、保育所や幼稚園の公私の違い(特に公立園ではできないこと)、母親の力だけでは運動ができないこと、保母が母親の要求を受け止めようとする意識が低いことといった、保母と母親の両方の実態が出されている。「3歳児神話」や「母親が家庭で子どもを育てるべき」という考え方を保母も内面化し、それが母親の保育所に対する不信につながっていることも指摘している。合わせて母親の要求が保母との要求と必ずしも一致しない面については、「保育者側の労働者としての意識が薄くはっきり意見を言わない」という課題が出された。第4分科会では、保問研そのものの労働条件に対する取り組みが足りないことも指摘され、今後の取り組み課題として残された。

第4回保問研の後、1966年3月に発刊された第15号『季刊保育問題研究』から、これまで以上に保問研全体として保母の労働問題に取り組む様相を呈してきた。第15号を見ると「社会福祉の労働者と日社職組」、「経営者側に於ける無責任な投げ出しの傾向」、「天宗保育園事件の救済命令」、「公立保母もまた闘う」、「保育所・幼稚園の保母はどうしてクビになるか」、「全国幼稚園・保育所・労働組合一覧表」、「全国地労

委係属調整事件一覧表」、「全国地労委係不当労働行為申立事件一覧表」が掲載された。

保母の置かれている状況については、天宗保育園の解雇取消に関わる裁判の記録を通して、不当な解雇の実態があること、保母の組合参加が解雇の引き金であることを述べている(大野, 1966)。組合に対する拒否反応が経営者側にあり、労働組合に加入している保母を雇用しない傾向がある。確かに組合は労働条件の維持・改善と経済的地位の向上を目指すことを目的としている。加えて保母は目の前にいる子どもを保育することが目的であるから、当然、組合活動の一環として社会保障の確立、保育の充実・発展を目指すことも行う(大阪府地方労働委員会, 1965)。つまり園長に自身の労働条件の改善だけではなく、子どもが過ごす保育環境の整備・充実を訴えることも重要な組合活動である。さらに公立保育所においては、自治体直轄の運営であるため、同じ地域にある私立保育所との格差を生んでいること、経費削減のために公立を民間に移管する動きから組合による反対運動が行われた事例もあった(大野, 1966)。

1966年の第5回保問研大会では、第三分科会が立ち上げられ、①保育者の当面の要求と組織づくり、②保育者は父母とどう協力するかの2つの小会に分かれて話し合われた。集会前に本誌に出された第三分科会全体提案³²は、下記の内容である。

保育の職場の中にも、「合理化」が激しく現れているのです。合理化は労働の強化と管理統制の強化を同時に含んでやってきます。そして働くものにとっては、人間的なつながりを弱められ、真実をみぬく力の減退を強いられます。

私たちは、人類が労働を通じて守り育ててきた、人間のつながりと真実をみぬく力を大切にすることの必要をこの時点でことに強く感じます。保育というしごとをめぐる、私たちはどういう人間的なつながりを求め、それをつくりだしつつ真実をみきわめていかねばならないのかを、保問研のつながりのなかで交流しあい、考えあって明らかにしようではありませんか。

今回は保母の厳しい労働条件について再検討することから始まり、その厳しさの特質や原因を議論すること、組合運動の現状と課題を参加者で共有する。さらに保育要求を実現するためには父母と協力することが必要であり、どのように協力するのか、その媒体や結びつきを広げるためにできることは何かについて、議論をすることを提案している³³。

①の報告では、全国からサークルや組合をつくる運動を行っている43名が出席し、公立幼稚園の組合、私立保育園、私立幼稚園の組合の現状報告、福岡地区幼児教育労組の取組みが報告された。それぞれ組合での運動方針や要求は異なるものの、例として通勤費や産休補助教員の12時間確保、幼稚園の増設などを要求している。その結果、1つでも要求が通ることで、「自分たちの要求は出さなければわかってもらえない。これからおおいに出していこう」と、今後の自主的な研究活動と仲間づくりを進めていく原動力になった³⁴。また組合に加入することで保母が、自身の要求を出すようになり、組合に加入することで退職せずに済む事例も様々な園から報告された。組合、うたごえサークル、職場での仲間づくりが問題や矛盾に気づき、仲間意識を醸成することにつながっている。

一方で解雇、職場内での保母の結びつきを分断する経営者の存在も報告されている。例として、契約年数を1年にする、オルガンを弾くことができないことを理由とする解雇、担任をはずし一切の仕事を割り当てないこと、逆に仕事を多く与えることである。これについても、福岡地区幼児教育労働組合の活動から、「職場をどのように民主的職場にしてきたか」、「日頃どんな幼児教育をしてきたか」が経営者の不当な「攻撃」を跳ね返す上で「決め手」となると述べている。

②の報告では、福岡、名古屋、恵那の運動からそれぞれ報告があった。保育所作りを運動の共通テーマに置き、働く婦人として保母として父母と協力する過程が語られた。活動はピラ、街頭署名、市との交渉、保母と父母の交流会、学習会が行われる中で、保育所設置が可能となっただけではなく、保母、父母たちがより学び(教育要求)を高める契機となった。また運動を行う中で「国の保育政策と、国民の保育要求の

矛盾を、国民の力でなんとかしようという、国民の要求としての保育運動」³⁵であると気づき、単に自治体に要求するだけではなく、保母と父母が共に「集団主義教育」の確立のために努力することが今後の保育にとって重要であることを確認している。

一方で、父母と保母の間で対立がある園もある。この要因は、そもそも父母と保母・園長・主任が課題を話し合う場や機会がなく、お互いに理解を得ることができない状況にある。まずは保母の組織作りを行い、保母同士で学び合うことで自分の置かれている環境に気づき、それが労働条件を改善し保育の質を向上させることにつながるとしている。

(4) 保育を国民全体の課題に②－保母の組織化と父母の要求の統一化に向けて－

次の1967年の第6回保問研大会では、「Ⅲ 保育者の当面の要求とその運動をどうすすめるか」が立ち上げられ、①保育者の組織の現状、組織化をどうすすめていくのか、②保育者と父母の要求をいかに統一していくのかの2つの小会に分かれて話し合われている。第5回の組織づくりや組織そのものの現状と、協力から要求の統一を如何に進めていくのかにテーマが変更されている。これは第5回の討議が反映された結果であろう。保母の組織づくりが保育の質を向上することにつながり、労働者としての保母と子育ての当事者としての父母が協力することから、要求を統一させることで運動が加速する。

さらに松田道雄の「第六回全国集会をむかえて」では、今回の大会テーマである「すべての子どもの発達を保障し、父母の願いを実現するために、全国の保育者は手をつなごう」を引用し、

保育者が教育労働者であることはたしかです。だが、保育の条件を労働条件としてだけあつかうのでは、二の次になります。母親に強制された労働条件が劣悪で、子どもにしわよせがいて、子どもの教育を受ける権利をさまたげるならば、子どもにしわよせがいかないように、母親の労働条件をよくすることが必要です。父母の願いは、子どもの発達を保障すること、その保障に必要な労働条件を母親のものにすることです。各自だけの男女同権を労働の場で回復しようというものです。女性労働者の労働条件をよくすることに、おなじ女性労働者である保育者が、協力するのは当然です。

と述べている³⁶。国民の総所得が増えても保母の労働条件は改善せず、その結果、保育内容の質も上がらない。保母の労働条件と保育条件を分けて考えるのではなく、保育条件を向上させることが労働条件を改善させることにつながり、父母も理解を示すものと考えられる(松田, 1967)。

第6回では、分科会Ⅲの小分科会①と②でそれぞれ保母組織による運動の成果が報告された。特に小分科会②では東三河保育問題研究会から、父母の共働きが増加し、乳児の入園希望が増える中で、市に母親たちが申し入れても定員を口実に拒否される実情が語られた。その中で保育所は定員を超えて子どもたちを受入れ、さらに母親からの要求で保育時間の延長や土曜日保育の実施を行った園の実例が話された。実際、土曜保育の実施は、土曜日に行ってきた事務作業や保育準備、教材研究の時間を確保できなくなるという理由から、保母間で一度は受入を拒否したものの、母親も保母も同じ労働者であることを再認識し、両方で議論を重ねる中で要求を受け入れた。さらに母の会と連携し園長から理解を得て、自治体に向けて働きかけることを決めた事例である。

1960年代最後の大会である1968年の第7回保問研大会では、会の全体提案として「今日の保育政策と国民の保育要求とは何か」が掲げられた。分科会は第三分科会から第一分科会(全体)となり、第一分科会1「保育行財政は保育所運営にどのような影響を与えているか、その対策」、第一分科会2「保育者の組織の現状と発展」、第一分科会3「施設の現状についてその問題点をさぐる」で議論された。

第一分科会1の報告は関西保問研、名古屋と東京の保母、福岡保問研から行われた。1968年に政府は財政硬直化を打開するために公共料金の引き上げを行い、さらに厚生省の3歳児20人につき保母1人の配置は25人に変更され、保育の公私間格差も開いた年であった。このような現状の中、東京では0歳児

保育対策、無認可の施設への補助があったが都の監査も厳しい内容であることなど、各保育所から自治体への交渉の実態が報告された。1967年から美濃部都政などの革新自治体が誕生し、保育連絡協議会、私立保育園連盟、労組など保育関係団体が出した保育要求を、行政がそれ以前よりも受け入れるようになった結果とも言える。

「保育者の組織化」については熊本、北九州市、神奈川、新潟、高知といった各地域の組合による保母の組織化や各地域における保問研結成の報告がなされた。例として高知では、組合が「アカ」と糾弾され一度は解散をせざるを得ない状況までに至ったが、今は保母会でも組合が支持され、経営者と話し合いが行われていることを報告している。

保育条件を改善するために、どうしても経営者との対立を避けることができない現状があること、さらに地域によっては、保母の未組織が多いこと、公立・私立保育園、幼稚園、保護者や民主団体と連携ができない状況もある。そのため引き続き、保母は労働者であることを意識していくこと、保育労働の中だけで課題を話し合うのではなく、他の労働者とも結びついた運動が必要であることが第7回を通して確認された。

まとめと今後の課題

1960年代は、女性の労働保障の要求への動きが活発になり、それが保育所の設置要求へとつながった。安価な賃金や過酷な労働環境のため母体の保護や保育が保障されることは困難であった。さらに保育所の設置はなされていても、低予算の補助のため十分な保育環境を整えることができず、子どもの生活環境も劣悪なものであった。そのため、保母と保護者は保育所作り運動などを通して、自治体や政策に対して一部の福祉の援助が必要な家庭だけではなく、広く働く保護者に対する保障としての保育環境の整備と子どもが保育を受ける権利を保障するための運動を行なった。

本論では、保母自身が自分の処遇や労働環境を考えるきっかけの1つとなった保問研集会を通し、保母の職業意識の変化を考察した。保母が自分の職業意識を育てていく過程には、自身が置かれている労働環境と生活を認識することから始まり、労働条件を変えていくためには、保母一人や園単体では難しいことを知る。そのため保母同士の組織作りを始め、賃金要求など交渉を行うようになる。一方で、保母が労働環境を整えていくための交渉は当然の権利ではあるが、子どもを預ける保護者たちの理解も必要となる。保護者から見れば、子どもを置き去りにして保母が自分勝手に処遇の改善を要求しているように映ることがあるが、保母の働きやすさが保育環境を整備することにつながることを理解してもらうために、働きかける必要があった。また保護者から見て保母自身の労働意識が薄く保育環境を改善しようとしないうちに、同じ労働者として共感できない課題もあった。保護者と一体的に進めていくために、まずは保母が自分たちの置かれている現状について目を向けつつ、今度はただ不遇を嘆くのではなく、なぜ保育環境は整備されないのか、国や市町村の行財政は保育にどれほど影響を与え、改善をしようと考えているのか、自分が置かれている背景を探ることが必要となった。

保護者と保母の連帯は、保母と保護者が保育を行う側と預ける側という捉え方ではなく、保育条件を良くすることが保母と保護者の労働保障に直結するという気づきを促し、経営者である園長と自治体に条件を向上させるための働きかけを実際に行っていた。このような保母と保護者による労働条件改善の動きは、子どもの過ごす保育環境を良くするだけではなく、保育内容を考え研究する時間や自覚を持つことにもつながった。

本稿では各地域や自治体における保母の運動や労働に関わる裁判からは考察していない。今回取り上げた保問研による討議の中では、各地域や労働裁判の内容が報告されており、それに触発されながら参加者たちは学び、実践したと考えられるが、次の課題とする。またその他、幼稚園、社会福祉施設、医療保健領域の女性たちとの横の結びつきについても今後研究することで、保母の労働運動が果たした役割が明ら

かになるものと考えらる。

注

- 1 川口 (1974)「保育労働者の健康を守るたたかい—東大阪市職労組の経験から」『労働・農民運動』103号, pp.172-173
- 2 中田照子 (1973)「保育労働と職業病問題」社会福祉学会編『社会福祉学』14, p.125
- 3 中田照子 (1973), 前掲論文, p.172 中田はこのような保母の職業病に対する認識の変化を「一つの表現である」と述べている。
- 4 橋本卓 (2001)「保育労働者の21年間の頸肩腕健診から (特集保育労働者の安全衛生活動)」社会医学研究センター『労働と医学』No.70, p.28
- 5 垣内国光 (2015)「序章 政策課題としての保育労働研究の意義」『日本の保育労働者』, ひとなる書房, pp.10-13
- 6 垣内国光 (2015), 前掲書, p.10
- 7 垣内国光 (2015), 前掲書, p.10
- 8 諏訪きぬ (2011)「2『感情労働』から保育を見るおもしろさ」諏訪きぬ監修『保育における感情労働』, 北大路書房, pp.2-4
- 9 中田照子 (1973)「保育労働と職業病問題 (特集) 社会福祉労働の現状と課題」『社会福祉学』14号, 日本社会福祉学会編, p.125
- 10 矢野進 (1983)「第3章 保育労働運動論」『保育労働運動試論』, ささら書房, p.265
- 11 矢野進 (1983), 前掲書, p.265
- 12 岡田正章 (1963)「保育問題をこう考える」池田祥子・友松諦道編著「第三章幼稚園・保育所制度の調整・整備と拡充」『戦後50年史保育制度改革構想』第4巻, 栄光教育文化研究所, 1997年, p.150
- 13 岡田正章, 前掲書, 1997年, p.150
- 14 橋本宏子 (1992)「女性の働きつづける権利と子どもの発達保障」『女性労働と保育』ドメス出版, p.174
- 15 城戸幡太郎 (1962)「これからの保育研究運動の目標」全国保育問題研究連絡協議会編集委員会『季刊保育問題研究』No.1, pp.2-3
- 16 名古屋保問研第二回全国集会実行委員会事務局 (1963)「第二回全国集会開催の方法について」全国保育問題研究連絡協議会編集委員会『季刊保育問題研究会』第5号 臨時増刊, pp.6-8
- 17 城戸幡太郎 (1962)「これからの保育研究活動」全国保育問題研究連絡協議会編集委員会『季刊保育問題研究』第1号, p.3
- 18 鈴木祥蔵 (1963)「巻頭言 火はともった この火を消さないように頑張ろう」全国保育問題研究連絡協議会編集委員会『季刊保育問題研究』第3号, p.1
- 19 「第二回全国集会開催の方法について」の中で、この小分科会は必ず分化されるというのではなく、人数や運営と関連させて有機的に結合されることができるとしている。司会者は小分科会ごとに4名、記録者は司会者の中から選ばれる。
- 20 全国保問研連絡協議会高知保問研実行委員会 (1964)「第三回全国集会開催の方法について」全国保育問題研究連絡協議会編集委員会『季刊保育問題研究』第8号, p.4
- 21 穴戸健夫・一番ヶ瀬康子 (1962)「基調報告 就学前教育の発展のために—日本の社会と保育」全国保育問題研究連絡協議会編集委員会『季刊保育問題研究』第3号, p.4
- 22 穴戸健夫・一番ヶ瀬康子 (1962), 前掲書, pp.4-5
- 23 穴戸健夫・一番ヶ瀬康子 (1962), 前掲書, p.8
- 24 穴戸健夫・一番ヶ瀬康子 (1962), 前掲書, pp.9-12
- 25 一番ヶ瀬康子・宮下俊彦・小倉襄二ほか (1963), 前掲書, pp.32-33
- 26 浦辺史 (1963)「第三分科会全体提案 生活と仲間と設備とを」全国保育問題研究連絡協議会編集委員会『季刊保育問題研究』第5号, pp.52-53
- 27 小倉襄二 (1963)「保育者の横のつながりをひろげ組織をどうつくっていくか」全国保育問題研究連絡協議会編集委員会『季刊保育問題研究』第5号, p.62
- 28 小倉襄二 (1963), 前掲書, p.64
- 29 浦辺史 (1963)「第二回全国集会を迎えるにあたって」全国保育問題研究連絡協議会編集委員会『季刊保育問題研究』第5号, p.2
- 30 第二分科保育者や保母、研究者の生活条件および組織について、『季刊保育問題研究』第12号, 1965年7月, p.58
- 31 西尾さの (1965)「第二分科会①保育者や母親・研究者の生活条件および組織について」『季刊保育問題研究』第13号, p.46
- 32 土方康夫 (1966)「第三分科会参加のために」全国保育問題研究連絡協議会編集委員会『季刊保育問題研究』第16号, p.57
- 33 土方康夫, 前掲書, pp.58-59

- 34 宍戸洋子（1967）「第三分科会①保育者の透明の要求と組織づくり」全国保育問題研究協議会編集委員会『季刊保育問題研究』第18号, p.37
- 35 坂口綾子（1967）「第三分科会②保育者と保母がどう協力するか」全国保育問題研究協議会編集委員会『季刊保育問題研究』第18号, p.43
- 36 松田道雄（1967）「第六回全国集会をむかえて」全国保育問題研究協議会編集委員会『季刊保育問題研究』第19号, p.2

【参考文献】

- 石月静枝（2012）「1960年代の保育問題研究活動」広川禎秀・山田敬男編『戦後社会運動史論②—高度経済成長を中心に—』, 大月書店, pp.239-266
- 中村強士（2009）「第2章保育政策の『充実』と家庭保育原則」『戦後保育政策のあゆみと保育のゆくえ』, 新読書社, pp.77-94
- 大野武夫（1966）「公立保母もまた闘う」全国保育問題研究協議会『季刊保育問題研究』第15号, pp.46-47
- 大阪府地方労働委員会（1965）「経営者側に於ける無責任な投げ出しの傾向」全国保育問題研究協議会『季刊保育問題研究』第15号, pp.37-45
- 浦辺史, 岡部達男, 合田千里, 橋本宏子, 土方康夫, 鷺谷善教『未来を育てる保育労働者』, 学習の友社, 1980年
- 山田敬男『戦後日本労働組合運動の歩み』, 学習の友社, 2019年